

## 最低工賃の改正決定に関する公示

### 広島労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、広島県既製服縫製業最低工賃（平成11年広島労働基準局最低工賃公示第2号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和5年7月13日

広島労働局長 釜石 英雄

#### 広島県既製服縫製業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 広島県の区域内で既製服縫製業に係る縫製及びまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 作業服の縫製の業務 次の表の品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工 程	金 額
ジャンパー	雨ぶた作り	1着につき 19円
	胸ポケット作り（パッチ型）	1着につき 15円
	わきポケット作り（タマブチ型）	1着につき 48円
	カフス作り	1着につき 18円
	襟作り	1個につき 24円

	身返し作り	1着につき	13円
	糸くず取り（糸きり装置付き）	1枚につき	16円
	糸くず取り（糸きり装置なし）	1枚につき	20円
	丸縫い（裁断、仕上げ及びノーホークを除き、腰帯及び比翼付き）	1枚につき	677円
ズボン	ピスポケット（後ポケット）作り及びピスポケット付け	1着につき	32円
	わきポケット作り及びわきポケット付け	1着につき	25円
	前立て作り及び前立て付け	1個につき	20円
	天ぐ作り及び天ぐ付け	1個につき	17円
	糸くず取り（糸きり装置付き）	1本につき	16円
	糸くず取り（糸きり装置なし）	1本につき	20円
	丸縫い（裁断及び仕上げを除く）	1本につき	522円

(2) 男子既製洋服のまとめの業務 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円
	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9円

	糸くず取り	糸きり装置付き	1本につき	16円
	糸くず取り	糸きり装置なし	1本につき	22円

(3) 婦人既製洋服のまとめの業務(モンスラを除く。) 次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 6円
すそまつり (手作業に限る)	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1着につき 72円
肩パット付け	部分止め	1着につき 30円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 5円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 18円
ボタン付け	糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 8円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 8円
糸くず取り	糸きり装置付き	1枚(本)につき 12円
糸くず取り	糸きり装置なし	1枚(本)につき 12円

丸縫い	裁断及び仕上げを除く	1枚(本)につき	564円
-----	------------	----------	------

4 効力発生日の日 令和5年8月12日